

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年（令和18年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警察庁丙技企発第88号
令和7年4月1日
警察庁長官官房長
（デジタル統括責任者）

警察における情報システムの整備及び管理に関する基本方針の策定について （通達）

警察では、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号ほか）、「警戒の空白を生じさせないために当面に取り組むべき組織運営上の重点について（通達）」（令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号ほか）、「情報システムの活用による警察活動の更なる合理化・高度化について（通達）」（令和5年9月1日付け警察庁丙技企発第58号ほか。以下「旧通達」という。）及び「警察庁におけるITガバナンス・ITマネジメントの推進体制について（通達）」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第19号）に基づき、情報システムの活用により警察活動の更なる合理化・高度化等を推進するとともに、データや機能を部門間・都道府県警察間で連携・共有するシステムである警察共通基盤を整備し、都道府県警察が個別に整備する情報システムを集約する取組を進め、国民の利便性向上や警察業務の効率化を推進してきたところである。

しかしながら、社会全体が少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等への対応を迫られるなか、社会のデジタル化も加速度を増して進展しており、公共の安全と秩序の維持を担う警察においても、情報システムの活用拡大等による警察活動の合理化・高度化についてこれまで以上に戦略的な取組が求められている。

かかる観点から、今後の警察における情報システムの整備及び管理について下記のとおり基本的な方針を策定したので、各位にあっては、本方針に基づき実効ある諸施策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 最適な情報システムの整備と業務改革の徹底

情報システムの整備に当たっては、安易な前例踏襲を排しつつ、社会情勢の変化と組織の現状を踏まえた抜本的な業務改革(Business Process Reengineering)を徹底し、新規・既存を問わず情報システムやその機能の必要十分性の検討を行うとともに、組織全体の業務の合理化・高度化を推進すること。

また、警察庁が整備する情報システム（以下「警察庁システム」という。）については、原則として、新規開発・更新等の時機を捉え、各PJMOにおいて業務改革の徹底を図ること。

なお、警察共通基盤上で運用することが想定される情報システムの新規開発又

は運用されている情報システムの更新等に予算要求を伴う場合は、警察庁PMOが各PJMOによる業務改革の検討結果を取りまとめ、副デジタル統括責任者がその結果を警察庁総合科学技術戦略推進本部に報告すること。

2 情報システムに係る新技術等の活用の推進

情報システムに係る技術は日々進歩していることから、警察庁においては、長官官房技術組織が中心となって、国内外の企業、学術研究機関、法執行機関等から警察における情報システムに有用な新技術等に関する情報を継続的かつ幅広く収集し、導入による効果やその活用の在り方について積極的に検討すること。

また、警察が取り扱う捜査情報等の機微な情報が外部に流出した場合は、警察組織への影響のみならず、国民にも多大な影響を及ぼし得ることから、新技術等の導入に当たっては、個人情報保護等の観点からも組織横断的に十分に検討すること。

3 警察庁システムへの共通化及び集約化の推進

- (1) 警察庁においては、警察庁システムの新規開発・更新等の際、各PJMOが、業務企画段階で各都道府県警察における類似・関連システムや電子計算機接続の状況・理由を網羅的に把握した上で、全国的に措置すべき機能について精査すること。
- (2) 各都道府県警察においては、地方公共団体の情報システムの統一・標準化を国が主導していく昨今の政府動向も踏まえ、個別に整備するシステム（以下「各県個別システム」という。）については、警察組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進に十分に配慮するとともに、警察庁システムへの集約を推進すること。

また、警察庁システムの新規開発・更新等の時機を捉え、警察活動の水準を維持又は向上させつつ各県個別システムの警察庁システムへの集約が促進されるよう、業務の見直し等を主体的かつ積極的に検討すること。

なお、各都道府県警察特有の事象等に対応するため、例外的に各県個別システムを新規開発・更新等する場合は、警察庁PMOに報告し警察庁システムの整備計画等との調整を図ること。